

サービス種別	質問内容	回答
日中活動系（通所） 全サービス	個別支援計画は計画相談事業所に交付することになっているが、計画相談を使っていない利用者の場合はどうすればよいのか。	ご質問のケースの場合、個別支援計画の交付は利用者のみで構いません。
日中活動系（通所） 全サービス	個別支援計画は、利用開始日時点で策定する必要があるか、もしくは、利用開始の同月内に作成すればよいのか。	利用開始日時点で個別支援計画を策定し、ご本人の同意を得る必要があります。ただし、利用開始日時点を過ぎた場合においても、同月内に作成し、ご本人の同意を得た場合は、個別支援計画未作成減算には該当しません。
日中活動系（通所） 全サービス	通所系サービスの併用について、どのような条件なら利用可になるのでしょうか。	支給決定につきましては、援護の実施機関である区が判断します。区が支援上で特に必要と認める場合には、併用が認められます。
日中活動系（通所） 全サービス	欠席時対応加算について、「障害者支援施設（入所施設）・障害福祉サービス事業所（通所施設）」資料P.40に、「前々日【まで】に【利用中止の連絡】があること」とあるが、資料の記載の通りに考えると、12日に欠席する場合、前々日の10日までに欠席の連絡が必要なのか。	12日に欠席の場合、「12日から起算して前々日まで」＝「12日～10日の間」に利用中止の連絡があった場合に対象となります。 同資料内のP.41をご参照ください。
日中活動系（通所） 全サービス	欠席加算取得時の「相談支援の内容」の例を教えてください。どんな内容が相談支援になるのが曖昧でわかりません。	利用者の詳細な状況を聞き取りの上、お休み時の過ごし方や次回の通所に向けての相談等の支援の記録を残すようお願いします。
施設入所支援	通院支援加算について、利用者本人が通院して受診することができず、代わりに職員が資料等を持参し、代理受診した場合も算定可能か。	入所者が病院又は診療所に通院する際に算定する加算のため、利用者本人が通院していない場合は算定できません。
生活介護	生活介護の算定時間について、営業時間は9：30～であり、標準的な利用時間も9：30～で定めているが、9：00に早く来てしまった方について、9:00～9:30の間も算定時間に含めることはできるのか。	実際の所要時間をご家族の就業等その他の理由により長くなり、日常生活上の世話をを行った場合は、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。なお、本来は営業時間内に支援を行っていただく必要があるため、営業時間を超えての対応が恒常的に続く場合は、営業時間の変更をご検討ください。
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援	施設外支援の「職場実習や求職活動」について、他の事業所（障害福祉事業所）に移る前に体験実習に行く場合や、就職のためにハローワークや面接に行く場合は、該当となるか。	他事業所に移る前の体験実習については、就労継続支援A型への実習であれば「職場実習や求職活動」に該当します。一方、他の障害福祉サービス事業所への実習は該当しません。なお、就職に向けたハローワークでの求職活動や採用面接については該当します。
就労継続支援B型	B型事業所の個別支援計画は、少なくとも6ヶ月以内に1回以上、見直しを行うとありますが、6ヶ月以内とは、日付まで確実に設定しなければいけないのでしょうか。あるいは、該当月内で良いのでしょうか 例）2026年1月15日策定の場合、2026年7月14日までなのか、2026年7月末日までなのか	2026年1月15日に就労継続支援B型の個別支援計画を策定し、ご本人の同意を得た場合、遅くとも2026年7月14日までに見直しを行い、必要に応じて計画を変更する必要があります。
短期入所	短期入所の緊急利用について、利用開始時点で受給者証の現物確認が困難な場合や、他の短期入所事業所の利用状況を即時に確認できない場合があります。このような緊急時における支給量確認について、横浜市として推奨する具体的な確認方法や記録方法があればご教示ください。	短期入所の緊急利用において、利用開始時点で受給者証による支給量確認が困難な場合は、利用者やご家族、相談支援員等から聞き取りを行い、支給決定内容や直近の利用状況を可能な範囲で確認し、利用開始後は速やかに受給者証の現物確認を行ってください。また、支給量変更が必要な場合は、速やかに区役所へ変更申請するよう利用者へ伝えてください。 記録方法については特定の様式は定めていませんが、上記について確認経過が分かるよう記録してください。